

参考 2 - 7

厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域

(略)		大分県	(略)
(略)	(略)	(削る)	(略)
(略)	(略)	(削る)	(略)

(略)		大分県	(略)
(略)	(略)	市 豊後大野	(略)
(略)	(略)	緒方町上冬原、緒方町徳田、緒方町中野、緒方町大石、緒方町木野、緒方町冬原、緒方町下徳田、緒方町柚木及び緒方町上野	(略)

参考 2－8

厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等

○ 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号）（抄）【平成三十年四月一日施行（予定）】

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>一 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定短期入所療養介護事業者又は指定介護予防短期入所療養介護事業者による利用者が選定する特別な療養室等の提供に係る基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特別な療養室等の利用者一人当たりの床面積が、介護老人保健施設又は介護医療院である指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては八平方メートル以上、病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては六・四平方メートル以上であること。</p> <p>(4)・(6) (略)</p> <p>ハ・ホ (略)</p> <p>ヘ 介護医療院による入所者等が選定する特別な療養室の提供に係る基準</p> <p>(1) 特別な療養室の定員が、一人又は二人であること。</p> <p>(2) 当該介護医療院の特別な療養室の定員の合計数を施行規則第百三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程（(6)において「運営規程」という。）に定められている入所者等の定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。</p> <p>(3) 特別な療養室の入所者等一人当たりの床面積が、八平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 特別な療養室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所者等から</p>	<p>一 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定短期入所療養介護事業者又は指定介護予防短期入所療養介護事業者による利用者が選定する特別な療養室等の提供に係る基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特別な療養室等の利用者一人当たりの床面積が、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては八平方メートル以上、病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては六・四平方メートル以上であること。</p> <p>(4)・(6) (略)</p> <p>ハ・ホ (略)</p> <p>(新設)</p>

受けるのにふさわしいものであること。

⑤ 特別な療養室の提供が、入所者等への情報提供を前提として入所者等の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。

⑥ 特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

ト その他

(1) イからハまでに掲げる特別な居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）の提供に当たっては、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号。以下「指針」という。）第二号イに規定する居住、滞在及び宿泊に係る利用料の追加的費用であることをイ及びロに掲げる利用者、ハ及びニに掲げる入所者等並びにホに掲げる入院患者（以下「利用者等」という。）又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。

(2) 指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居室サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注9並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注13、ロ(1)から(5)までの注11、ハ(1)から(3)までの注10、ニ(1)から(4)までの注6及びホ(1)から(7)までの注10、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス及びロの注15並びに注16、介護保健施設サービスのイ及びロの注11並びに注12並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注12、イ(1)から(4)までの注13、ロ(1)及び(2)の注9、ロ(1)及び(2)の注10、ハ(1)から(3)までの注7並びにハ(1)から(3)までの注8並びに介護医療院サービスのイからハまでの注10及び注11、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地

ト その他

(1) イからホまでに掲げる特別な居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）の提供に当たっては、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号。以下「指針」という。）第二号イに規定する居住、滞在及び宿泊に係る利用料の追加的費用であることをイ及びロに掲げる利用者、ハ及びニに掲げる入所者等並びにホに掲げる入院患者（以下「利用者等」という。）又はその家族に対し、明確に説明した上で契約を締結すること。

(2) 指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居室サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注9並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注13、ロ(1)から(5)までの注11、ハ(1)から(3)までの注9及びニ(1)から(4)までの注6並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注15並びに注16、介護保健施設サービスのイ及びロの注10並びに注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注11、イ(1)から(4)までの注12、ロ(1)及び(2)の注8、ロ(1)及び(2)の注9、ハ(1)から(3)までの注6並びにハ(1)から(3)までの注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイからニまでの注15及び注

域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイからニまでの注15及び注16並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注7並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注9、ロ(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注8、ニ(1)から(3)までの注4並びにホ(1)から(6)までの注8に定める者が利用、入所又は入院するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けることはできないものとする。

二 利用者等が選定する特別な食事の提供に係る基準

イ 特別な食事の内容等について

(1) (略)

(2) 指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院（以下「事業所等」という。）において、次に掲げる配慮がなされていること。

(i) (ii) (iii) (略)

ロ・ハ (略)

16並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注7並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注9、ロ(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにニ(1)から(3)までの注4に定める者が利用、入所又は入院するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けることはできないものとする。

二 利用者等が選定する特別な食事の提供に係る基準

イ 特別な食事の内容等について

(1) (略)

(2) 指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設（以下「事業所等」という。）において、次に掲げる配慮がなされていること。

(i) (ii) (iii) (略)

ロ・ハ (略)

参考 2－9
厚生労働大臣が定める療法等

○ 厚生労働大臣が定める療法等（平成十二年厚生省告示第百二十四号）（抄）【平成三十年四月一日施行（予定）】

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>指定短期入所療養介護事業所（介護老人保健施設であるものを除く。 ）、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院又は指定介護予防短期 入所療養介護事業所（介護老人保健施設であるものを除く。）に係る厚 生労働大臣が定める療法等は、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に 基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第 百七号）第五に定める療法等とする。</p>	<p>指定短期入所療養介護事業所（介護老人保健施設であるものを除く。 ）若しくは指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護 事業所（介護老人保健施設であるものを除く。）に係る厚生労働大臣が 定める療法等は、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労 働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）第五 に定める療法等とする。</p>

参考 2－10

指定短期入所療養介護事業所，介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品

○ 指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成十二年厚生省告示第百二十五号）（抄）【平成三十年四月一日施行（予定）】

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品</p> <p>療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）第六に定める使用医薬品</p>	<p>指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品</p> <p>療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）第六に定める使用医薬品</p>

参考 2-11

厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合

○ 厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十七年厚生労働省告示第四百九号）（抄）

【平成三十年四月一日施行（予定）】

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>備考 基準額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に 関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地 域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護のイ(1)若しくは(2)若しくはロ(1)若しくは(2)又は指 定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二 年厚生労働省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単 位数表の介護福祉施設サービスのイ(1)若しくは(2)若しくはロ(1)若 しくは(2)に定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。</p>	<p>備考 基準額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に 関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地 域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護のイ(1)若しくは(2)若しくはロ(1)若しくは(2)又は指 定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二 年厚生労働省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単 位数表の介護福祉施設サービスのイ(2) a 若しくは b 若しくはロ(2) a 若しくは b に定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。</p>

参考 2-12

介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

(I)、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(III)、ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(I)のユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(i)、ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(II)のユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(i)、ユニット型介護療養施設サービス費(i)、ユニット型I型介護医療院サービス費(II)のユニット型I型介護医療院サービス費(i)、ユニット型I型介護医療院サービス費(II)のユニット型I型介護医療院サービス費(i)、ユニット型II型介護医療院サービス費のユニット型I型特別介護医療院サービス費(i)、ユニット型I型特別介護医療院サービス費(i)若しくはユニット型II型特別介護医療院サービス費のユニット型II型特別介護医療院サービス費(i)又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)に規定する単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)、併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)若しくはユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(IV)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)、ユニット型

防短期入所療養介護費(I)、ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(II)のユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)若しくはユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(III)のユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

介護(V)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(V)、ユニット型認知
 症疾患型短期入所療養介護費(I)のユニット型認知症疾患型短期入所
 療養介護費(ii)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)のユ
 ニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、ユニット型I型介護
 医療院短期入所療養介護費(I)のユニット型I型介護医療院短期入所
 療養介護費(ii)、ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(II)の
 ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(i)、ユニット型II型
 介護医療院短期入所療養介護費のユニット型II型介護医療院短期入
 所療養介護費(ii)、ユニット型I型特別介護医療院短期入所療養介護
 費のユニット型I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)若しくは
 ユニット型II型特別介護医療院短期入所療養介護費のユニット型II
 型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)、指定地域密着型サービ
 ス介護給付費単位数表に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉
 施設入所者生活介護費(II)若しくはユニット型経過的地域密着型介護
 老人福祉施設入所者生活介護費(II)、指定施設サービス等介護給付費
 単位数表に規定するユニット型介護福祉施設サービス費(II)、ユニッ
 ト型経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)、ユニット型介護保健
 施設サービス費(I)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)若しくは
 ユニット型介護保健施設サービス費(ii)、ユニット型介護保健施設サ
 ービス費(II)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)、ユニット型介
 護保健施設サービス費(III)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)、
 ユニット型介護保健施設サービス費(IV)のユニット型介護保健施設サ
 ービス費(ii)、ユニット型療養型介護療養施設サービス費(IV)、ユニッ
 ト型療養型介護療養施設サービス費(V)、ユニット型療養型介護療養
 施設サービス費(VI)、ユニット型療養経過型介護療養施設サービス
 費(II)、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(IV)、ユニット型
 診療所型介護療養施設サービス費(V)、ユニット型診療所型介護療養
 施設サービス費(VI)、ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス
 費(I)のユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、ユニッ
 ト型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)のユニット型認知症疾

型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)、指定施設サービス等介護
 給付費単位数表に規定するユニット型介護福祉施設サービス費(II)、
 ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(II)、ユニット型介護保健
 施設サービス費(I)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)、ユニッ
 ト型介護保健施設サービス費(II)のユニット型介護保健施設サービス
 費(ii)、ユニット型介護保健施設サービス費(III)のユニット型介護保健
 施設サービス費(ii)、ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)、
 ユニット型療養経過型介護療養施設サービス費(II)、ユニット型診
 療所型介護療養施設サービス費(II)、ユニット型認知症疾患型介護療
 養施設サービス費(I)のユニット型認知症疾患型介護療養施設サービ
 ス費(ii)若しくはユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費
 (II)のユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)を算
 定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費のユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費のユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費のユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

三 この表において「従来型個室(特養等)」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)若しくは併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費(Ⅰ)若しくは経過の小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)若しくは併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

四 この表において「従来型個室(老健・療養等)」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)若しくは介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)、病院療養病床短期入所療養介護費(ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(ⅳ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)、病院療養病床短期入所療養介護費(ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)、診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療

三 この表において「従来型個室(特養等)」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)若しくは併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費(Ⅰ)若しくは小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)若しくは併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

四 この表において「従来型個室(老健・療養等)」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)、病院療養病床短期入所療養介護費(ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(ⅳ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)、病院療養病床短期入所療養介護費(ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)、診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療

ービス費Ⅲ)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(i)の療養型経過型介護療養施設サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(i)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(iii)、診療所型介護療養施設サービス費(iv)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(iii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(iv)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(v)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(vi)、認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(i)、I型介護医療院サービス費(i)のI型介護医療院サービス費(ii)、I型介護医療院サービス費(iii)のI型介護医療院サービス費(iv)、I型介護医療院サービス費(v)のI型介護医療院サービス費(vi)、II型介護医療院サービス費(i)のII型介護医療院サービス費(ii)、II型介護医療院サービス費(iii)のII型介護医療院サービス費(iv)、II型介護医療院サービス費(v)のII型介護医療院サービス費(vi)若しくはII型特別介護医療院サービス費のII型特別介護医療院サービス費(i)又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(v)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(vi)の病院療養病床介護(i)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)の病院療養病床

療養介護費(i)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(iii)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(iv)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(v)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(vi)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iv)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(v)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(vi)を算定すべき者が利用する療養室又は病室をいう。

護費(Ⅰ)のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)のⅡ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)、Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)若しくはⅡ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)を算定すべき者が利用する療養室又は病室をいう。

参考 2-13

介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額

○ 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十四号）（抄）【平成三十年四月一日施行（予定）】

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p>一 イ 介護保険法施行規則 （平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号に掲げる者</p> <p>ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの</p> <p>ハ 施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であって、法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担</p>	<p>所得の区分</p>	<p>居室等の区分</p>	<p>額</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>一 イ 介護保険法施行規則 （平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号に掲げる者</p> <p>ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの</p> <p>ハ 施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であって、法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担</p>	<p>所得の区分</p>	<p>居室等の区分</p>	<p>額</p>
	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば施行規則第八十三條の五第四号イの規定に該当しないこととなるもの</p>	<p>二 イ 施行規則第八十三條の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一條の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一條の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五條第三項第一号に規定する公的年金等の収入金額</p>	<p>(略)</p> <p>ユニット型個室の多 床室</p>	<p>(略)</p> <p>一日につき 四百九十 円</p>
<p>限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば施行規則第八十三條の五第四号イの規定に該当しないこととなるもの</p>	<p>二 イ 施行規則第八十三條の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一條の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一條の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五條第三項第一号に規定する公的年金等の収入金額</p>	<p>(略)</p> <p>ユニット型準個室</p>	<p>(略)</p> <p>一日につき 四百九十 円</p>

をいう。)及び、当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)の合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)及び当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額の合計額が八十万円以下

をいう。)及び、当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額の合計額が八十万円以下

<p>のもの</p> <p>ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であって、当該者の居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項口に掲げる者を除く。）</p>	<p>三</p> <p>イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）に基づく老齢福祉年金（その金額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの</p> <p>ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の</p>	<p>(略)</p> <p>ユニット型個室的多 床室</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>一日につき 四百九十 十円</p>
<p>のもの</p> <p>ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、当該者の居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項口に掲げる者を除く。）</p>	<p>三</p> <p>イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）に基づく老齢福祉年金（その金額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの</p> <p>ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の</p>	<p>(略)</p> <p>ユニット型準個室</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>一日につき 四百九十 十円</p>

<p>負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項口及び二の項口に掲げる者を除く。）</p> <p>ハ 施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者</p>	<p>負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項口及び二の項口に掲げる者を除く。）</p> <p>ハ 施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者</p>
<p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>二 この表において「ユニット型個室的多床室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型個室的多床室をいう。</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>二 この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。</p> <p>三〇六 (略)</p>

参考 2-14

介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

○ 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号）（抄）【平成三十年四月一日施行（予定）】

（傍線部分は改正部分）

改正後

区分	額
（略）	（略）
ユニット型個室的多床室	一日につき千六百四十円
（略）	（略）

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

二 この表において「ユニット型個室的多床室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定するユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

改正前

区分	額
（略）	（略）
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円
（略）	（略）

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)若しくはユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)若しくはユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定するユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくはユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

三 この表において「従来型個室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

四 この表において「多床室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する経過的小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

三 この表において「従来型個室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

四 この表において「多床室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

参考 2－15

介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額

○ 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十八号）（抄）【平成三十年四月一日施行（予定）】

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p>一 所得の区分</p> <p>イ 介護保険法施行規則第三十六号。以下「施行規則」という。）第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十二年厚生省告示第六十三号）の表の下欄の割合が百分の九十五以上である者（以下「特定旧措置入所者」という。）以外のもの</p> <p>ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特</p>	居室等の区分	居室等の区分	額
	（略）	（略）	（略）
<p>一 所得の区分</p> <p>イ 介護保険法施行規則第三十六号。以下「施行規則」という。）第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十二年厚生省告示第六十三号）の表の下欄の割合が百分の九十五以上である者（以下「特定旧措置入所者」という。）以外のもの</p> <p>ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特</p>	居室等の区分	ユニット型個室	額
	（略）	（略）	（略）

<p>定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもので、かつ、特定旧措置入所者以外のもの</p> <p>ハ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの</p>	<p>二 特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者</p> <p>ロ 施行規則第七十二条の二において準用す</p>
<p>(略)</p>	<p>ユニット型個室的多 床室 従来型個室 多床室</p>
<p>(略)</p>	<p>一日につき 零円</p>
<p>定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもので、かつ、特定旧措置入所者以外のもの</p> <p>ハ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの</p>	<p>二 特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者</p> <p>ロ 施行規則第七十二条の二において準用す</p>
<p>(略)</p>	<p>ユニット型準個室 従来型個室 多床室</p>
<p>(略)</p>	<p>一日につき 零円</p>

<p>三 特定旧措置入所者以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十一項第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定</p>	<p>る施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>ユニット型個室の多 床室</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>一日につき 四百九十 十円</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>三 特定旧措置入所者以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十一項第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定</p>	<p>る施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>ユニット型準個室</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>一日につき 四百九十 十円</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十

する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十

四	<p>特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、公的年金等の収入金額等の合計額が八十万円以下であるもの</p>	<p>三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額(以下「公的年金等の収入金額等の合計額」という。)が八十万円以下のもの</p> <p>ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの(一の項口に掲げる者を除く。)</p>
(略)	ユニット型個室の多 床室	(略)
(略)	一日につき四百九十円(基準額から当該基準額に百分の九十五	(略)
四	<p>特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、公的年金等の収入金額等の合計額が八十万円以下であるもの</p>	<p>三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額(以下「公的年金等の収入金額等の合計額」という。)が八十万円以下のもの</p> <p>ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの(一の項口に掲げる者を除く。)</p>
(略)	ユニット型準個室	(略)
(略)	一日につき四百九十円(基準額から当該基準額に百分の九十五	(略)

ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（二の項ロに掲げる者を除く。）

を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額（施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額をいう。以下同じ。）及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、介護保険法の施行の際現に介護保険法施行法第二十條の規定による改正前の老人福

ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（二の項ロに掲げる者を除く。）

を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額（施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額をいう。以下同じ。）及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、介護保険法の施行の際現に介護保険法施行法第二十條の規定による改正前の老人福

五	
特定旧措置入所者以外 者であつて、次のいづれ かに該当するもの イ 施行規則第七十二	
(略)	(略)
(略)	祉法（昭 和三十八 年法律第 百三十三 号）第二 十八条第 一項の規 定により 市町村の 長が同項 に規定す る当該措 置に係る 者から徴 収してい る額（以 下「費用 徴収額」 という。 ）を上回 る場合に あつては 、一日に つき零円

五	
特定旧措置入所者以外 者であつて、次のいづれ かに該当するもの イ 施行規則第七十二	
(略)	(略)
(略)	祉法（昭 和三十八 年法律第 百三十三 号）第二 十八条第 一項の規 定により 市町村の 長が同項 に規定す る当該措 置に係る 者から徴 収してい る額（以 下「費用 徴収額」 という。 ）を上回 る場合に あつては 、一日に つき零円

条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされ同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの（以下「老齢福祉年金受給者」という。）

ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項口及び三

ユニット型個室の多 床室	(略)
一日につき 四百九十 円	(略)

条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされ同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの（以下「老齢福祉年金受給者」という。）

ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項口及び三

ユニット型準個室	(略)
一日につき 四百九十 円	(略)

<p>の項口に掲げる者を除く。)</p> <p>ハ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者</p>	<p>六 特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、老齢福祉年金受給者又はこれに準ずると認められるもの</p> <p>ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの(二の項口及び四の項口に掲げる者を除く。)</p> <p>ハ 施行規則第七十二条の二において準用す</p>	<p>(略)</p> <p>ユニット型個室的多床室 従来型個室 多床室</p>	<p>(略)</p> <p>一日につき 零円</p>
--	--	---	--------------------------------

<p>の項口に掲げる者を除く。)</p> <p>ハ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者</p>	<p>六 特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、老齢福祉年金受給者又はこれに準ずると認められるもの</p> <p>ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの(二の項口及び四の項口に掲げる者を除く。)</p> <p>ハ 施行規則第七十二条の二において準用す</p>	<p>(略)</p> <p>ユニット型準個室 従来型個室 多床室</p>	<p>(略)</p> <p>一日につき 零円</p>
--	--	--	--------------------------------

<p>る施行規則第八十三条の五</p>	<p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>二 この表において「ユニット型個室的多床室」とは、特定居住費用告示の表備考二に規定するユニット型個室的多床室をいう。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 基準額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイ(1)若しくは(2)若しくはロ(1)若しくは(2)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス費等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ(1)若しくは(2)若しくはロ(1)若しくは(2)に定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。</p>
<p>る施行規則第八十三条の五</p>	<p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>二 この表において「ユニット型準個室」とは、特定居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 基準額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイ(1)若しくは(2)若しくはロ(1)若しくは(2)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス費等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ(2)若しくは(2)若しくはロ(2)若しくは(2)に定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。</p>